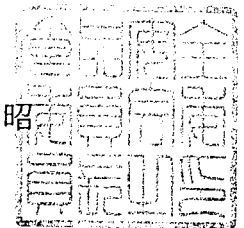


資料 2-1

府 食 第 9 5 9 号
平成18年11月30日

厚生労働大臣
柳澤 伯夫 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



食品健康影響評価の結果の通知について

平成18年4月21日付け厚生労働省発食安第0421002号及び平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718038号をもって貴省から当委員会に対して求められたイベルメクチンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細をまとめたものは別紙のとおりです。

記

イベルメクチンの1日摂取許容量を0.001mg/kg体重/日と設定する。

動物用医薬品評価書

イベルメクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤(アイボメックトピカル)の再審査に係る食品健康影響評価について

2006年7月

食品安全委員会

〈審議の経緯〉

平成18年 4月24日	農林水産大臣から食品健康影響評価について要請、関係書類の接受
平成18年 4月27日	第141回食品安全委員会（要請事項説明）
平成18年 4月28日	第51回動物用医薬品専門調査会
平成18年 5月25日	第53回動物用医薬品専門調査会
平成18年 6月 8日	
－7月7日	国民からの意見情報の募集
平成18年 7月19日	動物用医薬品専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告
平成18年 7月20日	第153回食品安全委員会 同日付で食品安全委員会委員長から農林水産大臣に通知

〈食品安全委員会委員〉

H18.6.30まで

委員長	寺田	雅昭
委員長代理	寺尾	允男
	小泉	直子
	坂本	元子
	中村	靖彦
	本間	清一
	見上	彪

H18.7.1から

委員長	寺田	雅昭
委員長代理	見上	彪
	小泉	直子
	長尾	拓
	野村	一正
	畑江	敬子
	本間	清一

〈食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員〉

座長	三森	国敏
座長代理	井上	松久
	青木	宙
	明石	博臣
	江馬	眞
	大野	泰雄
	小川	久美子
	渋谷	淳
	嶋田	甚五郎
	鈴木	勝士

津田	修治
寺本	昭二
長尾	美奈子
中村	政幸
林	眞
藤田	正一
吉田	緑

イベルメクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤(アイボメクトピカル)の再審査に係る食品健康影響評価について

1. アイボメクトピカルについて

アイボメクトピカルは平成8年2月16日に農林水産大臣より動物用医薬品として承認を受けた後、所定の期間(6年間)が経過したため再審査申請が行われた。製剤の内容については次の通りである。

①主剤

主剤はイベルメクチンである。

②効能・効果

効能・効果は牛(搾乳牛及び分娩予定日前28日間の乳用牛を除く)の所定の内部寄生虫(オステルターグ胃虫、牛腸結節虫、クーペリア、毛様線虫、乳頭糞線虫及び牛肺虫)、外部寄生虫(疥癬ダニ、シラミ及びノサシバエ)の駆除、マダニの吸血の抑制である。

③用法・用量

牛(搾乳牛及び分娩予定日前28日間の乳用牛を除く)に体重1kgあたり0.1mLを背線部のき甲から尾根にかけて直線的に注いで使用する。食用に供するためにと殺する前37日間が使用禁止期間とされている。

④その他

pH調整剤(トリエタノールアミン)と撥水剤(高級アルコールと脂肪酸のエステルのワックス)が含有されるが、いずれも微量で影響は無視できると考えられる。

2. 再審査における安全性に関する知見等について

(1)ヒトに対する安全性について^{①②③④⑤}

アイボメクトピカルについては、上記のとおり国内では牛を対象に使用されている。EU、米国、オーストラリアにおいても広く使用されている。主剤であるイベルメクチンについては、平成7年に厚生省(当時)において1μg/kg体重/日のADIが設定されている。なお、諸外国では、JECFAで1μg/kg体重/日、EMEAで10μg/kg体重/日、FDAで1μg/kg体重/日、のADIが設定されている。日本、JECFAの評価においてADIの根拠となった試験はマウス(CF-1)の催奇形性試験である。一方、EMEA、FDAは同じイヌの亜急性毒性試験を根拠としているが、安全係数の違いから異なったADIが設定されている。日本及びJECFAでもこの亜急性毒性試験は評価したうえで、イヌよりもアベルメクチン類に高感受性のCF-1マウスにおける知見を適当としたものであり、毒性試験それ自体は新しい知見ではない。

(2)安全性に関する研究報告について^{①②③}

調査期間中のMedlineを含むデータベース検索、農林水産省による定期的再評価スクリーニングの結果、副作用に関する論文が報告されているが、現在のADIに影響するものではなかった。

(3)承認後の副作用報告について^①

対象動物に対する安全性については、承認申請時及び調査期間中に牛2026頭の調査が実施され、承認時には把握されていなかった牛に対する新たな副作用は認められなかったとされている。

3. 再審査に係る食品健康影響評価について

本製剤の主剤であるイベルメクチンについては、既に日本において1μg/kg体重/日のADIが設定されている。承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作

用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、これを見直す必要性はないと考えられる。

<参考文献>

- (1) アイボメクトピカル再審査申請書(未公表)
- (2) 厚生省食品衛生調査会資料
- (3) JECFA FAS 31
- (4) EMEA : COMMITTEE MEDICINAL PRODUCTS FOR VETERINARY USE, IVERMECTIN, SUMMARY REPORT(5)
- (5) FDA : Freedom of Information Summary, NADA 128-409
- (6) アイボメクトピカル再審査申請書添付資料:使用成績などの調査概要(未公表)
- (7) H. Tjälve(1997);Adverse reactions to veterinary drugs reported in Sweden during 1991-1995
J. Vet. Pharmacol. Therap. 20, 105-110, 1997